

派遣労働者を受入れている（予定を含む）事業主のみなさまへ

# 平成30年9月30日以降 「(旧)特定労働者派遣事業者」 から派遣労働者の受入れは できません

平成27年9月30日に施行した労働者派遣法改正法により、労働者派遣事業は許可制へ一本化されました。同改正法施行前の届出による特定労働者派遣事業（以下「(旧)特定労働者派遣事業」）を行う者が経過措置により労働者派遣事業を行うことのできる期間は、平成30年9月29日までとなっておりますので、労働者派遣の受入れについてはご注意願います。

※ 平成30年9月29日までに労働者派遣事業の許可の申請がなされた(旧)特定労働者派遣事業者であって、許可または不許可の処分がある日までの間は、引き続き派遣労働者を受入れることができます。

**受入れできる事業者については許可番号を確認してください**

労働者派遣事業の許可事業主には、許可番号が付与されています。

派 ○○ - ○○○○○○

（都道府県番号） - （一連番号）

※(旧)特定労働者派遣事業の届出事業主の場合は 特 ○○ - ○○○○○○

## 人材サービス総合サイト

厚生労働省が運営する「人材サービス総合サイト」を活用して、許可番号や事業所名等から労働者派遣事業者の情報を確認することができます。

<http://www.jinzai-sougou.go.jp>

**平成30年9月30日以降(旧)特定労働者派遣事業者からの  
派遣労働者の受入れは「労働者派遣法違反」です！**

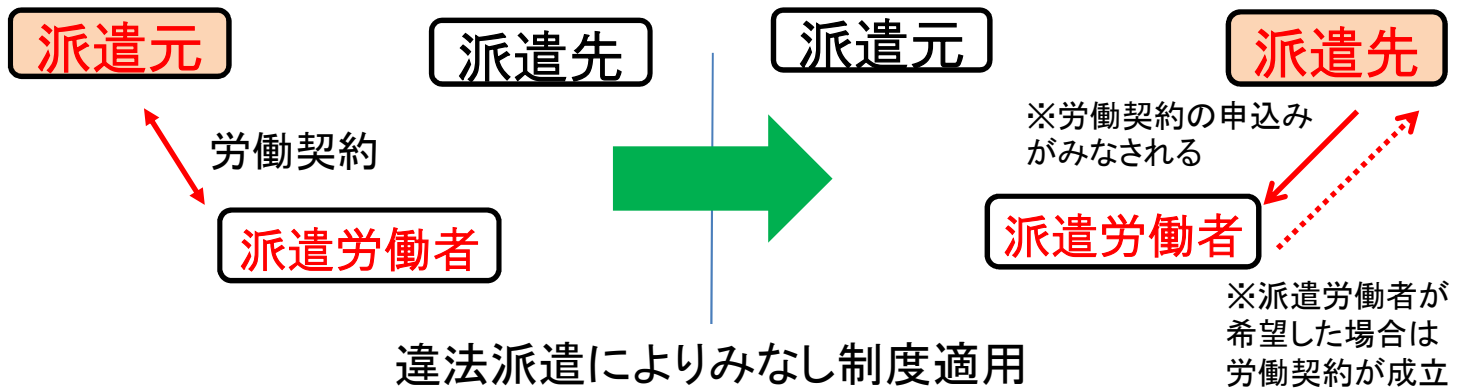
(旧)特定労働者派遣事業者が、平成30年9月30日以降、許可申請することなく労働者派遣を引き続き実施した場合は、無許可の派遣となり、派遣先事業主は、勧告・公表・労働契約申込みみなし制度（派遣先での直接雇用の勧告）の対象となります。

☞（労働契約申込みみなし制度については次頁）

## 👉 労働契約申込みみなし制度とは

派遣先が、違法派遣を受け入れた時点で、派遣先が派遣労働者に対して、当該派遣労働者の派遣元事業主における労働条件と同一の労働条件を内容とする労働契約の申込みをしたものとみなす制度です。

(※) 派遣先が違法派遣に該当することを知らず、かつ、知らなかったことについて過失がなかったときは、適用されません。



## 違法派遣の5つの類型

① 禁止業務への派遣

② 無許可派遣

③ 事業所単位の期間制限違反

④ 個人単位の期間制限違反

⑤ いわゆる偽装請負等

【具体的には】

- ① 禁止業務は港湾運送業務、建設業務、警備業務、病院等における医療関係業務(※)例外あり
  - ③ 以下に該当し、期間制限の抵触日以降に受入れた場合
    - ・ 抵触日の1カ月前までに過半数労働組合等から意見聴取を行っていない場合
    - ・ 過半数代表者が管理監督者であった場合
    - ・ 派遣期間の延長手続きのための代表者選出であることを明示せずに選出された者から意見聴取を行った場合
    - ・ 使用者の指名等の非民主的方法によって選出された者から意見聴取を行った場合
  - ④ 同一の派遣労働者を、3年を超えて派遣先の同一組織に従事させた場合
  - ⑤ 労働者派遣法または同法により適用される労働基準法等の適用を免れる目的で、請負契約等の契約を締結し、実態として労働者派遣を受入れた場合
- 👉 労働者派遣と請負の区分については、厚生労働省HPをご覧ください。

**「おかしいな」と思ったら、ご相談ください！**

岐阜労働局 需給調整事業室

TEL058-245-1312